

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 知多市にしの台四丁目 19 番地の 13

氏 名 株式会社 三四四

代表取締役 千賀 貴彦 様

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

優  
良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第一項の許可を受けた者であることを証する。

愛知県知事 大 村 秀 章



許可の年月日 令和 3 (2021) 年 10 月 1 日

許可の有効年月日 令和 10 (2028) 年 9 月 5 日

### 1 事業の範囲

(1) 積替え、保管を除く。

燃え殻（水銀含有ばいじん等を除く。）、紙くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固体不要物、ゴムくず、鉱さい（水銀含有ばいじん等を除く。）、家畜ふん尿、家畜の死体、ダスト類（水銀含有ばいじん等を除く。）

以上 10 品目（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

(2) 積替え、保管を含む。

汚泥（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃油、廃酸（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃プラスチック類（自動車等破碎物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。）、木くず、金属くず（自動車等破碎物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破碎物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）

以上 9 品目（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ

**本書は原本と相違ありません**

(1) 所在地

常滑市久米字御林 31 番 128

(2) 面積

許可番号第 02310041908 号

4, 398, 78m<sup>2</sup> (保管面積 11, 15m<sup>2</sup>)

(3) 産業廃棄物の種類

汚泥（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃油、廃酸（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃プラスチック類（自動車等破碎物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。）、木くず、金属くず（自動車等破碎物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破碎物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

(4) 保管上限

21, 30m<sup>3</sup>

(5) 高さ

該当なし

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成 8 年 9 月 6 日 新規許可

平成 13 年 9 月 6 日 更新許可

平成 18 年 9 月 6 日 更新許可

平成 23 年 9 月 6 日 更新許可

平成 28 年 9 月 28 日 更新許可

令和 3 年 10 月 1 日 更新許可（優良認定）

5 積替え許可の有無

有 · 無

6 規則第 9 条の 2 第 8 項の規定による許可証の提出の有無

有 · 無

本書は原本と相違ありません